

## 瓦版OOC新聞

第8号

発行者

2017年1月11日

大森氏おしゃべり倶楽部

あろう。ただ、大森道光のよ  
うな国人領主層の下に、農業  
とまだ完全に遊離していない  
在村の小領主(土豪)層が存  
在していたことは確認できる  
とする。

## 西郡の呼称

応永三十年前後において、  
西郡小松郷・西郡飯田郷とあ  
るが、西郡狩野庄とは書いて  
いない。

狩野庄のような権門寺社の  
私領の表現である「何々庄」  
以外の土地が、地域的な区別  
をつけられて、西郡と呼ばれ  
る中に含まれていたのではな  
いだろうか。とすると、それ  
は本来公領といわれる部分で  
あり、国衙領の系譜を引く地  
域ということになる、とする。

この時代になれば国人領主  
である大森氏の支配領域の中  
に包含されていたであろうが、  
公領には公領としての存在意  
義があったであろう(たとえ  
ば段銭その他、役夫工米など  
の賦役)し、そのためには独  
特の管理体制が国単位であっ  
たであろう(たとえば国代官)  
と思うと、(西郡という呼称  
は)庄(庄)の如き私領では  
ない公領のみに適用された存  
在地を示す表現であると考え  
ておきたい、とする。

の上分物を収納するのが一般  
的である。用益地を寄進する  
ことも珍しくはないが、寄進  
状の文面からみて領有地であ  
ったろう。

大森氏はこの段階において  
相模国西郡の各地に領主とし  
ての支配権を行使しており、  
その中からそれぞれの一部の  
土地を自由に寄進している。  
同時に、駿河国鮎沢御厨にお  
いても同様の行為を行ってい  
るから、前代以来のいわば本  
領ともいわれる地域から絶縁  
されている訳ではない、とす  
る。

## 狩野庄の場合

二岡神社文書の1つに、応  
永二十八年(一四二一)に沙  
弥道光(大森頼春)が(二岡  
の)覚智院に「狩野庄内御料  
所(鎌倉公方の直轄御料)の  
分ゆわはらのしけん入道の拘  
分」を寄進した文書がある。

狩野庄内に御料所があった  
が、狩野庄すべてが御料所だ  
ったのではなく、たとえば浄

【大森氏の相模進出】  
「禅秀の乱前後の西相模」  
大森氏研究序章―(駿河相  
模の武家社会)(福田以久生)  
1976年)の要約の続きで  
す。(あお)

## (その2)

西相模における大森氏の支配  
禅秀の乱後の、大森氏に対  
する恩賞を直接示す文書は残  
っていない、また「土肥・土  
屋のものども」の所領の没収  
を示すものも発見できない、  
とする。

## 大森氏の寄進資料

御殿場の二岡神社文書に相  
模国に関する文書が4通ある。  
どのような目的であれ、あ  
る一定の土地を寺社に寄進す  
るのは、そこがその当時自己  
の支配地(領有地もしくは用  
益地)であることを意味する。  
領有者自身が直接経営してい  
るところもあるだろうが、耕  
作者が割り当てられ、そのも  
のの責任において年貢その他

光明寺領という怒田郷があっ  
たから、そういう私領以外の  
某所が御料所であったのであ  
ろう。  
漢字をあてれば「岩原示現  
入道の抱分」であろうから、  
岩原示現入道は御料所の耕作  
者乃至は名請人として、鎌倉  
府に対して貢納の責任を負っ  
ていた者である。とすると、  
大森道光は、そのような名請  
人を総括する立場に立つもの  
であって、御料所を管理する  
預人であったということにな  
る。その預人Ⅱ在地領主が、  
その一部を自己の菩提寺に寄  
進するということは、御料所  
の一部に預人の給分の如き田  
地があったとも考えられる。

「岩原示現入道」が何もの  
であるか不明であるが、武士  
で御料所の預人であって、そ  
れが交代して大森道光の私領  
として鎌倉府から宛行され、  
そして寄進が行われたと考え  
ると、まことに一貫するので  
あるが、「拘分」とあるので  
「跡」ともないので、無理で